

# 貸渡約款

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

1 株式会社オダスポ（以下「当社」といいます）この約款を定めるところにより、貸渡自動車、（以下「レンタカー及びレンタルバイク」といいます。）

借受人に貸し渡しするものとし、借受人は約款を理解したうえで

借り受けるものとします。

なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の習慣によるものとします。

2 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の習慣に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合、その特約が優先するものとします。

## 第2章 貸渡契約

### 第2条 (予約)

1 借受人は、レンタカー及びレンタルバイクを借りるに当たって、約款及び

当社が定める料金表等に同意のうえ、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約をすることができるとし、当社が保有するレンタカー及びレンタルバイクの範囲内で予約に応ずるものとします。

2 予約した借受開始時間を（何も連絡もなく）1時間以上経過しても貸渡契約の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。

### **第3条（貸渡契約の締結）**

1 当社は、貸渡しできるレンタカー及びレンタルバイクがない場合又は借受人が第9条に該当する場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結します。

なお、当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し条件が満たされている運転免許証、借受期間中に借受人と連絡を取るため携帯電話番号等の告知を求めるとともに、提示された運転免許証、書類の写しをとります。

2 貸渡契約の申込は、前条第1項目に定める借受条件を明示して行うものとします。

3 貸渡契約を締結した時は、当社で定めた料金表に基づき貸渡料金を申し受けます。

#### 第4条（貸渡契約の成立）

1 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカー及びレンタルバイクを引き渡したときに成立したものとします。

2 事故、盗難、その他の当社の責任によらない事由により（天災地変等）予約された車種のレンタカー及びレンタルバイクを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー及びレンタルバイク（以下「代替レンタカー及びレンタルバイク」という。）を貸し渡すことができるものとします。

3 前項により貸し渡す代替レンタカー及びレンタルバイクの貸渡料金が予約された車種より高くなるときは、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、代替レンタカー及びレンタルバイクの貸渡料金によるものとします。

4 借受人は、第2項目代替えレンタカー及びレンタルバイクの申し受けを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

#### 第5条（貸渡契約の解除）

1 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1つにでも該当したときは

何らの通知及び催促をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカー及びレンタルバイクの返還を請求することができるものとします。

この場合、受領した貸渡料金を返還しないものとします。

- (1) この約款に違反したとき。
- (2) 借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
- (3) 第9条に該当することとなったとき。

#### **第6条（不可抗力事由による貸渡契約の中途終了）**

1 レンタカー及びレンタルバイクの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカー及びレンタルバイクが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

2 借受人は前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

#### **第7条（中途解約）**

1 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解除することができるものとします。

2 前項によりレンタカー及びレンタルバイクを返還したときは、受領した貸

渡料金を返還しないものとします。

## 第8条（借受条件の変更）

1 貸渡契約成立した後、貸渡条件の変更（運転手の追加等）するときは

あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるとき

は、その変更を承諾しないこともあります。

## 第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

1 借受人又は運転者が次のいずれかの各号に該当するときは、貸渡契約を

締結することができないものとします。

（1）貸し渡すレンタカー及びレンタルバイクの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。

（2）酒気を帯びしているとき。

（3）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。

（4）チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の幼児を同乗させるとき。

（5）暴力団関係者、その他の準暴力団（半グレ集団）それらに準ずる反社会的勢力に属していると認められたとき。

(6) 当社との取引に関し、従業員その他関係者に対して、暴力的行為

(カスハラ) 行為、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。

(7) 過去の貸渡において、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

(8) 約款及び細則に違反する行為があったとき。

(9) その他、当社が不相当と判断したとき。

## 第3章 貸渡自動車

### 第10条 (開始日時等)

当社は、第3条第2項で明示された開始日時及び借受場所で

レンタカー及びレンタルバイクを貸し渡すものとします。

### 第11条 (貸渡方法等)

1 当社は、借受人が当社と共同して日常点検整備並びに別に定める

点検表に基づく車体車内外観及び付属品の検査を行い、レンタカー及びレンタ

ルバイクに整備不良がないこと等を確認したうえで貸し渡すものとします。

2 当社は、前項の確認において、レンタカー及びレンタルバイクに整備不良

等が発覚した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。

3 当社は、レンタカー及びレンタルバイクを引き渡したときは

地方運輸局陸軍局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した

所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

## 第4章 貸渡料金

### 第12条（貸渡料金）

1 当社が受領する貸渡料金は、レンタカー及びレンタルバイク貸渡時において地方運輸局陸運支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金表によるものとする。

### 第13条（貸渡料金改定に伴う処置）

貸渡料金は予約をして後に改定したときは予約のときに適用した料金表によるものとします。

## 第5章 責任

### 第14条（定期点検整備）

当社は、定期点検整備を実施したレンタカー及びレンタルバイクを貸し渡すものとします。

### 第15条（日常点検整備）

借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカー及びレンタルバイクについて使用する前に日常点検整備を実施しなければならないものとします。

### 第16条（借受人の管理責任）

- 1 借受人は善良な管理者の注意義務をもってレンタカー及びレンタルバイクを使用し、保管するものとします。
- 2 前項の管理責任は、レンタカー及びレンタルバイクを引渡したときにはじまり、当社が指定した場所に返還したときに終わるものとします。

## 第 17 条（禁止行為）

借受人は、レンタカー及びレンタルバイクの借受期間中、

次の行為をしてはならないものとします。

- （1） 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、  
レンタカー及びレンタルバイクを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用  
すること。
- （2） レンタカー及びレンタルバイクを転貸し、または他に担保の用に  
供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
- （3） レンタカー及びレンタルバイクの自動車登録番号票又は車両番号票を  
偽造若しくは変造し、又はレンタカー及びレンタルバイクを改造等、その現状  
を変更すること。
- （4） 当社の承諾を受けることなく、レンタカー及びレンタルバイクを各種  
テスト若しくは競技に使用し、又は牽引若しくは後押しに使用すること。
- （5） 法令又は公序良俗に違反してレンタカー及びレンタルバイクをしよう  
すること。
- （6） 当社の承諾を受けることなく、レンタカー及びレンタルバイクについ  
て損害保険に加入すること。

## 第 18 条（自動車貸渡証の携帯義務等）

- 1 借受人は、レンタカー及びレンタルバイクの借受期間中、交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。
- 2 借受人は、レンタカー及びレンタルバイクを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。

## 第 19 条（賠償責任）

- 1 借受人又は運転者が借り受けたレンタカー及びレンタルバイク使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする
- 2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカー及びレンタルバイクの汚損、臭気等により当社がレンタカー及びレンタルバイクを利用できないことによる損害については（営業補償）料金表に定めるところによるものとして、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

## 第 6 章 自動車事故の処置等

## 第 20 条（事故処理）

1 借受人は、レンタカー及びレンタルバイクの借受期間中に当該レンタカー及びレンタルバイクに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

（1）直ちに事故の状況等を当社に報告すること。

（2）当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。

（3）当該事故に関し、第三者と示談又は協定するときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

（4）レンタカー及びレンタルバイクの修理は、特に理由がある場合を除き、当社の指定する工場で行うこと。

2 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。

3 当社は、借受人のため当該レンタカー及びレンタルバイクに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

## 第 21 条（補償）

1 当社はレンタカー及びレンタルバイクについて締結された任意保険契約及び当社に定める補償制度により、借受人が負担した、損害賠償責任を次の制度内においててん補するものとします。

(1) 補償全額

(2) 免責全額 (自己負担)

(3) 対人賠償 無制限

(4) 対物賠償 無制限

(5) 人身傷害 1名につき3000万まで、治療費も含む損害額は保険約款に定める、基準に従い算出します。

(6) 車両保険 時価額

※搭乗者傷害保険は付帯しておりません。

なお、貸渡約款に違反している場合は、補償制度は適用されません。

## 第22条 (故障等の処置等)

1 借受人は、借受期間中にレンタカー及びレンタルバイクの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

2 借受人は、レンタカー及びレンタルバイクの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカー及びレンタルバイクの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。

3 借受人は、レンタカー及びレンタルバイクの貸渡し前に存じた瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替レンタカー及びレンタルバイクの提供を受けることができるものとします。

4 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカー及びレンタルバイクを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとします。

## **第23条 (不可抗力事由による免責)**

1 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間中にレンタカー及びレンタルバイクを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害についての責任は問わないものとします。この場合直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

2 借受人、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカー及びレンタルバイクの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害については当社の責任は問わないものとします。当社はこの場合、

直ちに借受人に連絡するものとします

## 第7章 取消し、払戻し等

### 第24条（予約の取消し等）

1 予約したにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約取消手数料（キャンセル料）を支払うものとします。

2 当社及び借受人は、貸渡契約を締結しなかったことについて、特別な理由を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

### 第25条（中途解約手数料）

1 借受人は、中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金を中途解約金として支払うものとする。

## 第8章 返還

### 第26条（レンタカー及びレンタルバイクの確認）

1 借受人は、レンタカー及びレンタルバイクを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。

2 当社は、レンタカー及びレンタルバイク返還に当たって、借受人の立ち会いのうえ、レンタカー及びレンタルバイクの状態を確認するものとします。

3 借受人は、レンタカー及びレンタルバイクの返還に当たって、当社の立ち会いのうえ、レンタカー及びレンタルバイク内に貴重品など、ないことを確認して返還するものとし、返還後の貴重品（忘れ物）について当社は責を負わないものとします。

#### **第 27 条（レンタカー及びレンタルバイクの返還時期等）**

1 借受人はレンタカー及びレンタルバイクを期間内に返還するものとします。

2 借受期間を 1 分でも超過、延長したときは、延長料金を超過料金を借受人へ請求するものとします。

#### **第 28 条（レンタカー及びレンタルバイクの返還場所等）**

1 レンタカー及びレンタルバイクの返還は、貸渡の際に指定した返還するものとします。ただし不可抗力事由により返還場所を変更した場合には、変更後返還場所へ返還するものとします。

2 借受人は、前項ただし返還場所変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

3 当社の承諾を受けることなく、返還場所変更又は返還場所以外に返還したときは、次の定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200%

#### **第 29 条（レンタカー及びレンタルバイクが乗り逃げされた場合の処置）**

1 当社は、借受人又は、運転者が、貸渡期間が満了したにもかかわらず、返還場所にレンタカー及びレンタルバイクを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、または所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続のほか、（社）全国レンタカー協会へ乗り逃げ被害報告をする等の措置をとるものとします。

2 当社は前項に該当することになった場合には、あらゆる方法により、レンタカー及びレンタルバイクの所在を確認するものとします。

3 当社に与えた損害についての賠償する責任を負うほか、レンタカー及びレンタルバイクの回収及び借受人の探索に要した費用を負担するものとします。

4 当社が借受人又は運転者の承諾なくしてレンタカー及びレンタルバイクを

引き上げることにについて予め同意し、当社のレンタカー及びレンタルバイクの引き上げに関して、民事、刑事その他理由の如何を問わず、一切異議を述べないこととします。なおこの場合、当社のレンタカー及びレンタルバイク内の遺留品について責を負わないものとします。

### **第 30 条 （信用情報の登録と利用の合意）**

借受人は、前条に該当することとなったときは、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が、（社）全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が（社）全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とのその会員事業者利用されることは同意するものとします。

## **第 9 章 雑則**

### **第 31 条（個人情報の利用目的）**

1 当社が個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

（1）レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成するなど、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。

(2) 借受人に、レンタカー及びレンタルバイクこれらの関連したサービスの提供するため。

(3) 借受人の本人確認及び審査するため。

2 第1項各号に定めていない目的以外に借受人の個人情報を取得する場合は、予めその利用目的を明示して行います。

### **第32条 (消費税)**

借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行に課される消費税（地方消費税含む）を別途当社に支払うものとします。

### **第33条 (遅延損害金)**

借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対して年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### **第34条 (契約の細則)**

1 当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとします。

2 当社は、別に細則を定めたときは、当社のHPに掲示するとともに

記載するものとします。又変更した場合も同様とします。

### 第 35 条（管轄裁判所）

この約款に基づいて権利及び義務について紛争が生じたときは、本社所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

### 附則

約款は令和 8 年 1 月 16 日より施行します。

株式会社オダスポ

〒900-0031

沖縄県那覇市若狭 2-4-1-603